

ぜられし時の奉書ならんか。此の外にも本丸地鎮祭祈禱の奉書あり。皆同時の文書なるべし。

以上

御城内御地祭御道具之事、中村刑部手前にて相調可被相渡旨申遣候處、如此返事御座候條、爲御披見進之候。御同宿衆被遣候て可有御請取候。恐惶謹言。

五月廿一日

横 山城守長知 判
本 安房守政重 判

波 着 寺

寶 幢 寺

明 王 院 御同宿中

以上

来る廿四日御本丸御地祭御祈禱の儀に付て、三ヶ寺より被差上御道具目録之面、奉得其意候。ゞづれも申付相記可申候。恐惶謹言。

五月廿一日

中村刑部丞判

房 州 様

城 州 様 貴報

以上

今日御本丸御地祭御祈禱被執行に付而、三木^(神位)御供被指上之通御披露候處、御機嫌能御座候。此旨可申入旨御意候。則御使僧々申入候。恐惶謹言。

五月廿四日

横 山城守長知 判
本 安房守政重 判

波 着 寺

寶 幢 寺

明 王 院 御同宿中

以上

去夏御本丸地祭之御祈禱被仰付候付而、右之施物御書出持せ進之候。御藏奉行衆々御届候而、可有御受取候。恐々謹言。

十二月十四日

横 山城守長知 判
本 安房守政重 判

波 着 寺

寶 幢 寺

明 王 院 御同宿中

右の書簡共も寛永八年の奉書にて、此の時殿閣再造は二、丸の地に轉ぜられ度旨、幕府へ伺ひに相成るといへども、火災に付き本丸の地に於て地鎮祭を命ぜられしと聞ゆ。波着寺以下三ヶ寺共に眞言僧にて、波着寺・寶幢寺は利家卿越前府中在城以來の祈禱僧、明王院は利長卿の祈禱僧也。

○本丸附段

本丸の登り口にて、一段低し。故に本丸附段といへり。薪丸は此の附段の下なる曲輪也。此の地にある庫倉をば、附段の御土藏と呼べり。

○本丸舞臺跡

其の遺跡は本丸鐵門の門前にて、附段の地也。有澤武貞の金澤細見圖譜に、昔天徳院殿在世の時は本丸に居給ひ、其頃歌舞伎を御覽の爲め假舞臺を建て、櫓より度々御覽ありたり。其跡をば今に舞臺跡と云ふ。と見ゆ。三州志來因概覽附録に云ふ。慶長十九年・二十年の頃は、芳春・玉泉・天徳の三君共に本丸に居給ひ、伎藝の者共を城中へ屢、召し見物し給ふ事、三臺記等に見ゆ。按ずるに、本丸に舞臺址あるも、此の伎藝の爲めに設けし舞臺迹ならん。其の頃猿樂

の本丸にて有りし事は舊記に會て見當らず。といへり。三臺記に云ふ。慶長十九年五月廿日、利長卿越中高岡城にて逝去被成、北の方も御柩おろさせられ、玉泉院殿と號し、金澤へ御越し、御城西の丸に御新宅造營、秋の中頃御移徙あり。利長卿御母堂芳春院等も、江戸にてつくく思召しけるに、利長空敷成り給へば、我等江戸に居ても詮なし。利光の母上の是に居らるれば、我等は御暇賜はれと言上被成けるに、尤のよし上意にて、公儀より傳馬・人足等仰付られ、同年六月中旬高岡へ着輿ありて、御靈前へ香花を手向

け給ひ、御廻向被遊、頓て金澤へ着し給ひ、御本丸へ入らせ給ひ、二、丸に屋形を新造せられ、八月上旬に御移徙あり。御本丸より御慰の爲にとて、音曲諸藝の檢校・ごせなど被遣、日々夜々の御馳走あり。土肥左京の母末守殿等御次迄相詰、尾張以來の物語共申上げなぐさめ奉る。御本丸には御前様被爲入候へば、御城中賑々敷事可申様も無之。犀川・淺野川に芝居を立て、躍子・あやつり種々の見物場あり。折々御城へ召上げられ、吉松が立舞、鹽釜が女歌舞伎、阿彌陀のむね割、^(キマ)ごうの姫など、云ふ淨瑠璃十二段、此の